

平成 2 4 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 7 日 招 集
流 山 市

目 次

- 3 5 平成24年度流山市一般会計補正予算（第1号）
- 3 6 平成24年度流山市一般会計補正予算（第2号）
- 3 7 専決処分の承認を求めることについて
（流山市税条例の一部を改正する条例）
- 3 8 専決処分の承認を求めることについて
（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 3 9 財産の取得について
（消防救急デジタル無線装置）
- 4 0 財産の取得について
（消防ポンプ自動車（CD-1型））
- 4 1 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 2 平成24年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 4 3 流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 4 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 5 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 6 市道路線の認定について
- 4 7 市道路線の廃止について

- 5 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 6 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 7 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 8 繰越明許費繰越計算書について（西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計）
- 9 事故繰越し繰越計算書について（西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計）
- 1 0 継続費繰越計算書について（公共下水道特別会計）

- 1 1 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道特別会計）
- 1 2 事故繰越し繰越計算書について（公共下水道特別会計）
- 1 3 繰越計算書について（水道事業会計）
- 1 4 継続費繰越計算書について（水道事業会計）
- 1 5 流山市障害者計画の変更について
- 1 6 専決処分の報告について
- 1 7 専決処分の報告について

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたこと等に伴い、平成24年度以後の市民税及び固定資産税の賦課について特に緊急を要したため、同日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第5条の3第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条を附則第5条の4とする。

附則第5条の2の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第5条の3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第6条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に、「附則第19条の4第5項」を「附則第19条の4第3項」に改める。

附則第6条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第7条の前の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第7条の2中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第8条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第10条第1項中「第6項」を「第5項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第18条の次に次の1条を加える。

第18条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博

物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第19条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第19条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第12条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第12条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第12条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第13条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第12条、附則第12条の2、附則第12条の3又は附則第13条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第20条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第35条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）第35条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の3第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 この条例による改正前の流山市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第7条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第8条の3第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第7条第2項	前項	附則第7条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第7条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第7条第1項
旧条例附則第8条の3第2項	前項	附則第8条の3第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分

	10分の8	10分の9
旧条例附則第8条の3第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第8条の3第1項

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、平成24年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、同日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削る。

附則第4項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項を削る。

附則第13項中「第11項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第11項とする。

附則中第14項を削り、第15項を第12項とする。

附則第16項中「、第5項及び第6項」を「及び第5項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「、第6項及び第7項」

を「、第5項及び第6項」に、「から第7項まで、第9項及び第14項」を「、第6項及び第8項」に、「附則第9項」を「附則第8項」に、「附則第10項から第14項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第27条の2第5項」を「附則第27条の2第3項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第17項中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第33項若しくは第35項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第18項を附則第15項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の流山市都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第3項（住宅用地に係る部分に限る。）、第5項、第12項及び第14項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第3項	前項	附則第2項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9

旧条例附則第5項	0. 8	0. 9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第2項	附則第2項
旧条例附則第12項	前項	附則第9項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第14項	0. 8	0. 9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第11項	附則第10項

- 4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13項	及び第5項	及び第5項並びに流山市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成24年流山市条例第18号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の流山市都市計画税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第5項
	附則第25条第6項において読	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18

<p>み替えて準用される法附則第18条第6項に</p>	<p>条第6項に、平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に</p>
<p>及び第8項</p>	<p>及び第8項並びに平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第5項及び第14項</p>
<p>から第11項まで</p>	<p>から第11項まで並びに平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12項及び第14項</p>

議案第 39 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 無線装置 78台 |
| 2 | 取得目的 | 消防救急デジタル無線装置 |
| 3 | 取得金額 | 81,900,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 千葉県八千代市勝田台南2丁目10番44号
三峰無線株式会社 東関東支店
支店長 中島 正巳 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

参考資料

消防救急デジタル無線装置概要

1 形状 無線装置

2 無線装置の種類及び台数

- (1) 携帯型無線装置 19台
- (2) 車載型無線装置（2波複信型） 24台
- (3) 卓上型無線装置 1台
- (4) 可搬型無線装置 6台
- (5) 消防団車載型無線装置（2波単信型） 25台
- (6) 署所端末用受令機 3台

3 主な性能

(1) 携帯型無線装置

- ア 周囲温湿度条件 $-10 \sim 50$ 度、95パーセント（35度）
- イ 連続使用時間 送信：1、受信：1、待受：18の比率で8時間以上
- ウ 実装チャンネル数 発注者の指示するチャンネル数

(2) 車載型無線装置

- ア 周囲温湿度条件 $-10 \sim 50$ 度、95パーセント（35度）
- イ 電源電圧範囲 $+13.8$ ボルト ± 10 パーセント又は $+26.4$ ボルト ± 10 パーセント

ウ 寸法（単位 ミリメートル）

（ア）一体型 179 （幅）以内 $\times 248$ （奥行）以内 $\times 70$ （高）以内

（イ）分離型 制御部 179 （幅）以内 $\times 237$ （奥行）以内 $\times 65$ （高）以内

操作部 179 （幅）以内 $\times 54$ （奥行）以内 $\times 70$ （高）以内

※ 突起物は除くものとする。

- エ 実装チャンネル容量 発注者の指示するチャンネル数

(3) 卓上型無線装置

- ア 周囲温湿度条件 $-10 \sim 50$ 度、95パーセント（35度）
- イ 電源電圧範囲 交流100ボルト

ウ 実装チャンネル容量 発注者の指示するチャンネル数

(4) 可搬型無線装置

ア 周囲温湿度条件 - 10 ~ 50 度、95 パーセント (35 度)

イ 連続使用時間 送信 : 1、受信 : 3 の繰返しで 2 時間以上

ウ 実装チャンネル容量 発注者の指示するチャンネル数

(5) 消防団車載型無線装置

ア 周囲温湿度条件 - 10 ~ 50 度、95 パーセント (35 度)

イ 電源電圧範囲 + 13.8 ボルト ± 10 パーセント又は
+ 26.4 ボルト ± 10 パーセント

ウ 寸法 (単位 ミリメートル)

(ア) 一体型 179 (幅) 以内 × 248 (奥行) 以内 × 70
(高) 以内

(イ) 分離型 制御部 179 (幅) 以内 × 237 (奥行) 以
内 × 65 (高) 以内

操作部 179 (幅) 以内 × 54 (奥行) 以内
× 70 (高) 以内

※ 突起物は除くものとする。

エ 実装チャンネル容量 発注者の指示するチャンネル数

(6) 署所端末用受令機

ア 周囲温湿度条件 - 10 ~ 50 度、95 パーセント (35 度)

イ 電源電圧範囲 交流 100 ボルト ± 10 パーセント

ウ 実装チャンネル容量 発注者の指示するチャンネル数

4 履行期間

議会の議決の日の翌日から平成 25 年 1 月 31 日まで

業 者 経 歴 表

会 社 名	三峰無線株式会社		
自己資本の額	30,000千円		
所 在 地	本 社	東京都千代田区東神田一丁目16番7号	
	営 業 所	千葉県八千代市勝田台南2丁目10番44号	
主な取扱商品	消防用指令装置、業務用無線機、交換機、通信機器		
代 表 者	代表取締役 中島 芳明		
過去2か年の 年間平均販売 実績高	官 公 庁	民 間	合 計
	千円	千円	千円
	509,350	654,594	1,163,944
過去2か年の 主な販売実績	・ 物 品 名	消防署活動用携帯無線電話装置（1W）型式UM1138JT	
	発 注 者	藤沢市	
	契 約 金 額	3,049,200円	
	納入年月日	平成24年1月13日	
	・ 物 品 名	消防専用超短波無線電話装置（10W可搬型）	
	発 注 者	松戸市	
	契 約 金 額	779,100円	
	納入年月日	平成23年7月31日	
	・ 物 品 名	無線機（携帯無線機・400MHz帯用）外2点	
	発 注 者	東京消防庁	
	契 約 金 額	13,104,000円	
	納入年月日	平成22年10月29日	
・ 物 品 名	消防無線機		
発 注 者	常総地方広域市町村圏事務組合		
契 約 金 額	1,863,750円		
納入年月日	平成22年10月3日		

議案第 40 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 特種用途自動車 1台 |
| 2 | 取得目的 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 3 | 取得金額 | 44,100,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都墨田区菊川一丁目13番14号
株式会社野口ポンプ製作所
代表取締役 野口 和秀 |
| 5 | 契約方法 | 指名競争入札 |

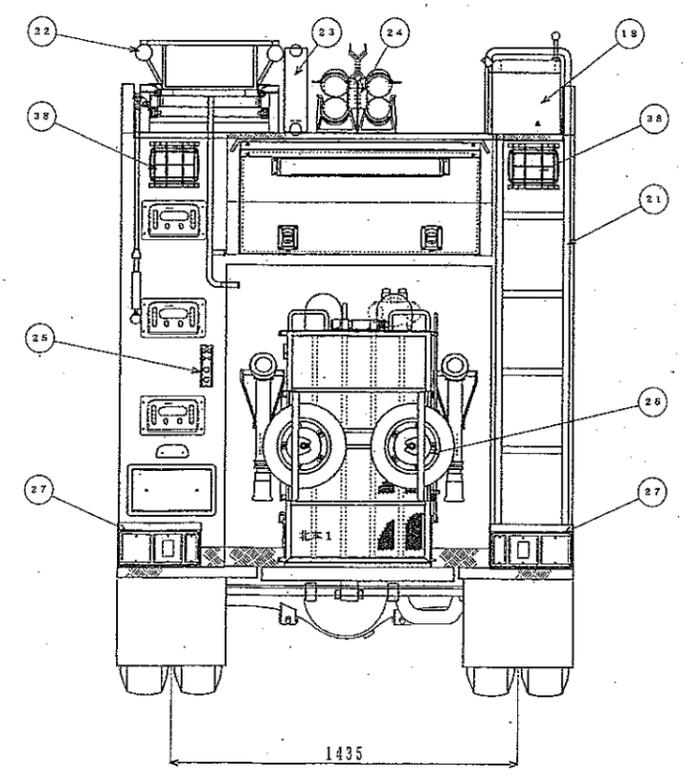
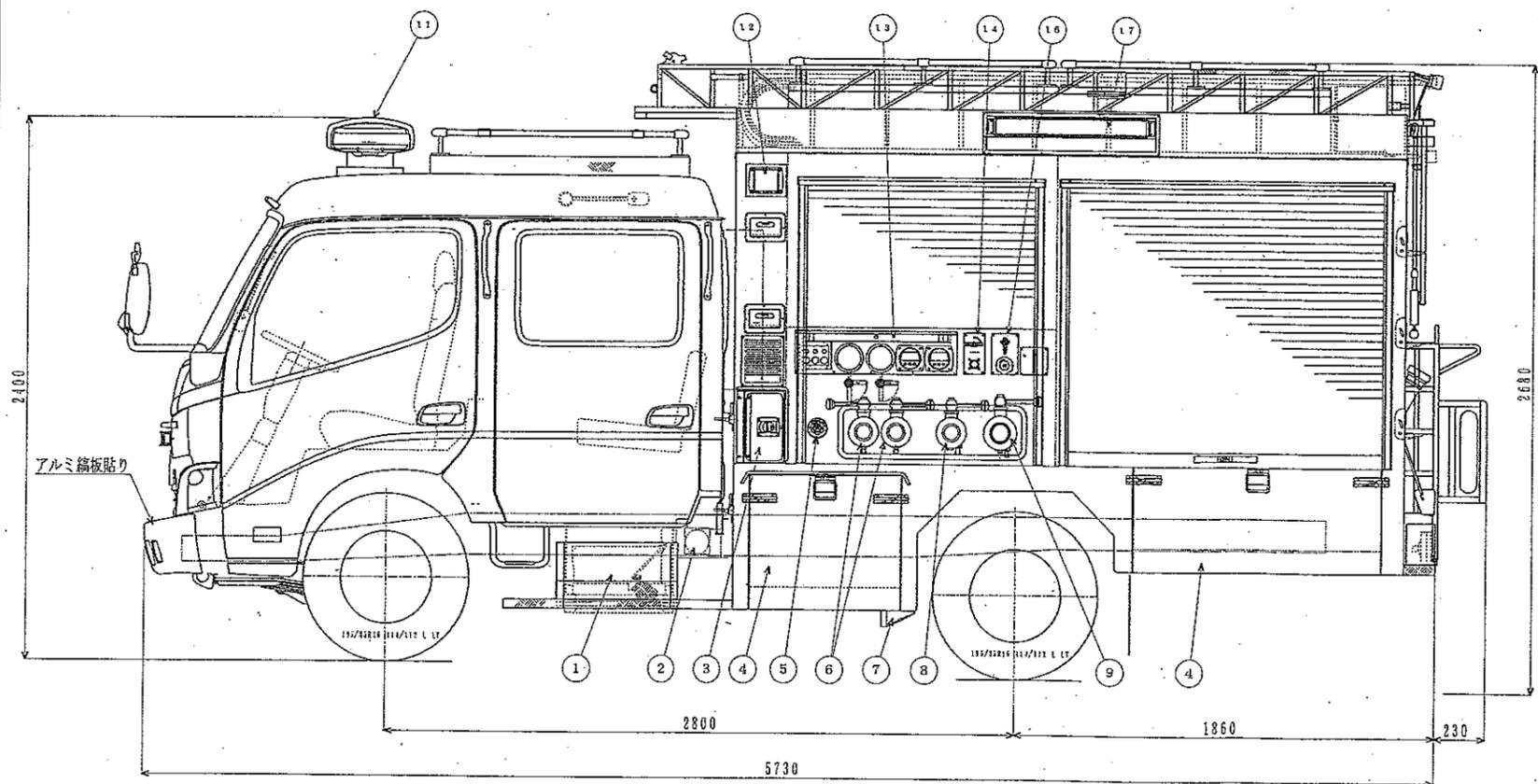
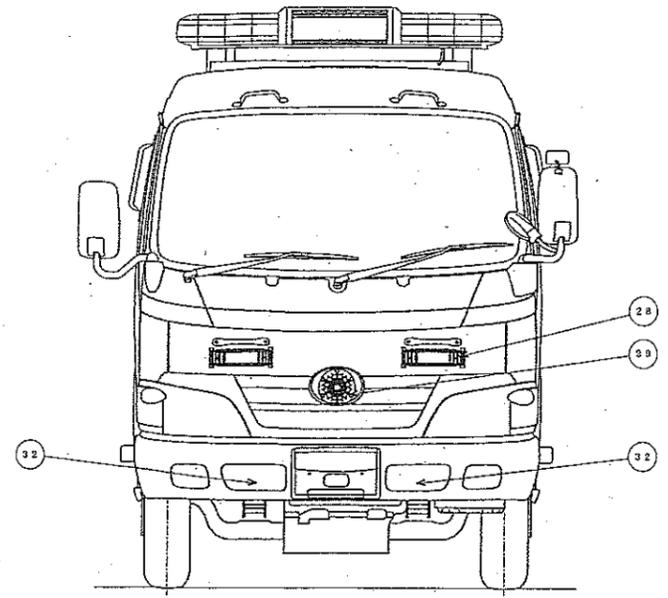
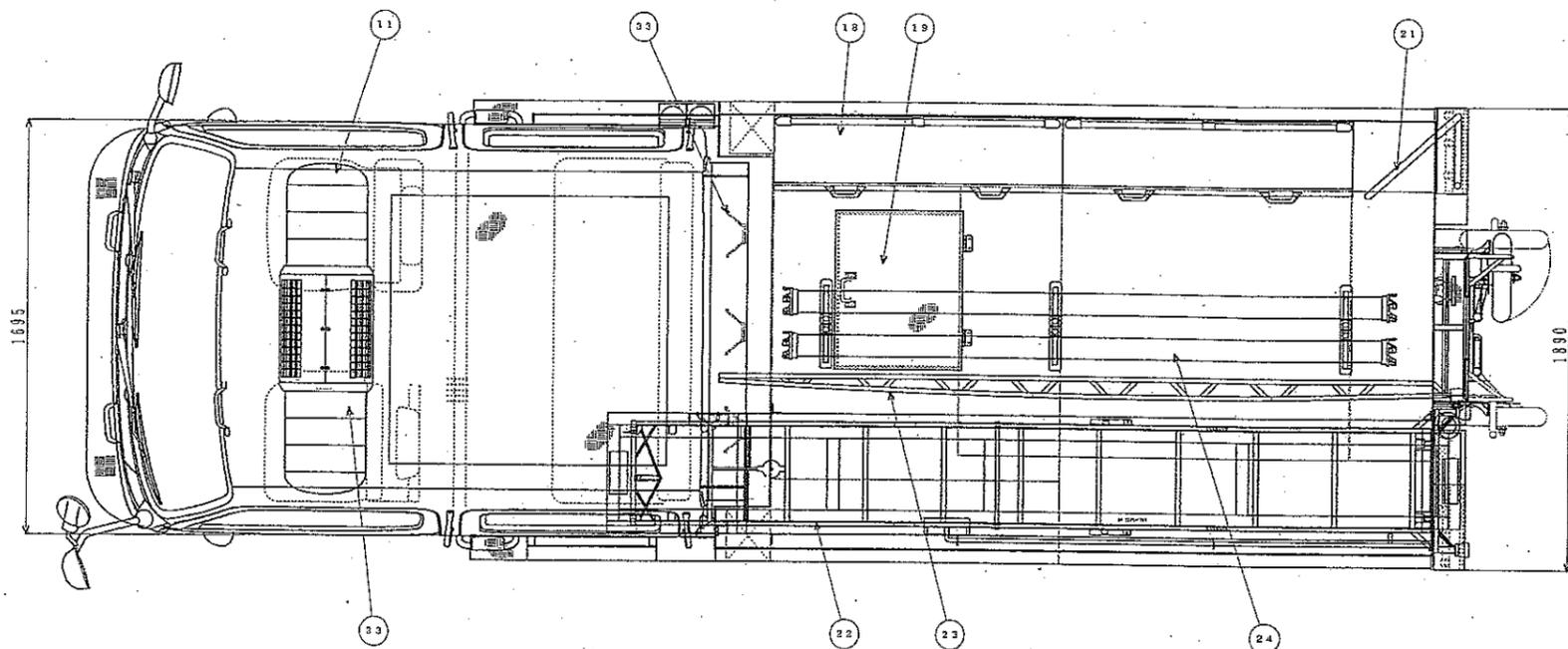
参考資料

消防ポンプ自動車（CD-I型）概要

- 1 形 状 消防車（3トン級シャーシーダブルキャブ）
- 2 規 格 全長5.7メートル以下
全幅1.9メートル以下
全高2.7メートル以下
オートマチックトランスミッション
4輪駆動
- 3 乗車定員 5人
- 4 主な車両装備品
 - （1）赤色警光灯及び各種照明装置等の電装品
 - （2）電動式梯子昇降装置
 - （3）サイドプル式自動吸管巻取り装置
- 5 主な資機材
 - （1）呼吸保護用器具（空気呼吸器、予備ボンベ）
 - （2）ホース延長用器具（電動アシスト付加納式ホースカー）
 - （3）救助器具（油圧救助器具、エンジンカッター、チェーンソー）
 - （4）照明器具（発電機、投光器、三脚、コードリール等）
- 6 履行期間
議会の議決の日の翌日から180日間

業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社野口ポンプ製作所																																		
自己資本の額	10,000 千円																																		
所 在 地	本 社	東京都墨田区菊川一丁目13番14号																																	
	営 業 所	千葉県千葉市中央区椿森3丁目6番6号																																	
主な取扱商品	消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付積載車、高圧空気充填車、その他各消防関係車両																																		
代 表 者	代表取締役 野口 和秀																																		
過去2か年の年間平均販売実績高	官 公 庁	民 間	合 計																																
	千円	千円	千円																																
	392,200	20,629	412,829																																
過去2か年の主な販売実績	<ul style="list-style-type: none"> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 物 品 名</td> <td>消防ポンプ自動車 (CD-II型)</td> </tr> <tr> <td>発 注 者</td> <td>船橋市</td> </tr> <tr> <td>契 約 金 額</td> <td>36,225,000円</td> </tr> <tr> <td>納 入 年 月 日</td> <td>平成24年3月30日</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 物 品 名</td> <td>化学消防ポンプ自動車 (II型)</td> </tr> <tr> <td>発 注 者</td> <td>鎌ヶ谷市</td> </tr> <tr> <td>契 約 金 額</td> <td>49,707,000円</td> </tr> <tr> <td>納 入 年 月 日</td> <td>平成23年2月28日</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 物 品 名</td> <td>水槽付消防ポンプ自動車 (4トン級)</td> </tr> <tr> <td>発 注 者</td> <td>川崎市</td> </tr> <tr> <td>契 約 金 額</td> <td>79,927,380円</td> </tr> <tr> <td>納 入 年 月 日</td> <td>平成23年3月11日</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">・ 物 品 名</td> <td>消防ポンプ自動車 (CD-I型)</td> </tr> <tr> <td>発 注 者</td> <td>海老名市</td> </tr> <tr> <td>契 約 金 額</td> <td>74,298,000円</td> </tr> <tr> <td>納 入 年 月 日</td> <td>平成22年10月29日</td> </tr> </table> 			・ 物 品 名	消防ポンプ自動車 (CD-II型)	発 注 者	船橋市	契 約 金 額	36,225,000円	納 入 年 月 日	平成24年3月30日	・ 物 品 名	化学消防ポンプ自動車 (II型)	発 注 者	鎌ヶ谷市	契 約 金 額	49,707,000円	納 入 年 月 日	平成23年2月28日	・ 物 品 名	水槽付消防ポンプ自動車 (4トン級)	発 注 者	川崎市	契 約 金 額	79,927,380円	納 入 年 月 日	平成23年3月11日	・ 物 品 名	消防ポンプ自動車 (CD-I型)	発 注 者	海老名市	契 約 金 額	74,298,000円	納 入 年 月 日	平成22年10月29日
・ 物 品 名	消防ポンプ自動車 (CD-II型)																																		
発 注 者	船橋市																																		
契 約 金 額	36,225,000円																																		
納 入 年 月 日	平成24年3月30日																																		
・ 物 品 名	化学消防ポンプ自動車 (II型)																																		
発 注 者	鎌ヶ谷市																																		
契 約 金 額	49,707,000円																																		
納 入 年 月 日	平成23年2月28日																																		
・ 物 品 名	水槽付消防ポンプ自動車 (4トン級)																																		
発 注 者	川崎市																																		
契 約 金 額	79,927,380円																																		
納 入 年 月 日	平成23年3月11日																																		
・ 物 品 名	消防ポンプ自動車 (CD-I型)																																		
発 注 者	海老名市																																		
契 約 金 額	74,298,000円																																		
納 入 年 月 日	平成22年10月29日																																		



1	バッテリー	6	放水口	11	NF-ML-VA2M-HA-LF	16	グリス	21	昇降梯子	26	ホースカー TS-130	33	空気呼吸器取付装置	*	*
2	キャブシルト	7	路肩灯	12	補助赤色灯 LF-12	17	蛍光灯	22	梯子 KHFL-CT87	27	コンビネーションランプ	34	補助赤色灯 LF-31	*	*
3	車外通話装置	8	中継口	13	計器パネル	18	収納ボックス (鉄製)	23	鉤付梯子 KHFL-TOT31	28	補助赤色灯 LF-21	*	*	*	*
4	収納ボックス (ステップ兼用型)	9	吸水口	14	エゼクター	19	ポンプ点検口	24	棒吸管	29	消防罩 (赤色台座付)	*	*	*	*
5	スロットル							25	リフタースイッチ	32	けん引フック	*	*	*	*

議案第 41 号

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 東部公民館に多目的室を設置し、利用料金を定めるほか、条
文の整備を行うためである。

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和44年流山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

別表のうち2 施設使用料・利用料金（公民館）の表東部公民館の項に次のように加える。

多目的室	600	600	600	600
------	-----	-----	-----	-----

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第19条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について
流山市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 景観計画重点区域に流山本町区域及び利根運河区域を追加するとともに、届出を要する行為について流山市開発事業の許可基準等に関する条例との整合を図るためである。

流山市景観条例の一部を改正する条例

流山市景観条例（平成19年流山市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条中「新川耕地区域」を「新川耕地区域及び利根運河区域（市街化調整区域に限る。）」に改める。

別表第1に次の2項を加える

3 流山本町区域

4 利根運河区域

別表第2のうち1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）の表建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄に次の1号を加える。

（3）前2号に定めるもののほか、流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成22年流山市条例第14号。以下「開発条例」という。）

第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの

別表第2のうち1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）の表工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄に次の1号を加える。

（8）前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの

別表第2のうち1 景観計画区域（景観計画重点区域を除く。）の表開発行為の項規模の欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の項規模の欄中「500平方メートル未満で、かつ、道路」を「300平方メートル未満のもの又は道路」に改める。

別表第2のうち2 景観計画重点区域（1）つくばエクスプレス沿線整備区域の表中「つくばエクスプレス沿線整備区域」を「つくばエクスプレス沿線整備区域、流山本町区域及び利根運河区域（市街化区域に限る。）」に改め、同表建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄に次の1号を加える。

（3）前2号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の事前協議対象事業に該当するもの

別表第2のうち2 景観計画重点区域（1）つくばエクスプレス沿線

整備区域の表工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄に次の1号を加える。

(12) 前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の
事前協議対象事業に該当するもの

別表第2のうち2 景観計画重点区域(1) つくばエクスプレス沿線整備区域の表開発行為の項規模の欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の^{たい}堆積の項規模の欄中「500平方メートル未満で、かつ、道路」を「300平方メートルのもの又は道路」に改める。

別表第2のうち2 景観計画重点区域(2) 新川耕地区域の表中「新川耕地区域」を「新川耕地区域及び利根運河区域(市街化調整区域に限る。)」に改め、同表工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の項規模の欄に次の1号を加える。

(12) 前各号に定めるもののほか、開発条例第2条第1項第11号の
事前協議対象事業に該当するもの

別表第2のうち2 景観計画重点区域(2) 新川耕地区域の表屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の^{たい}堆積の項規模の欄中「500平方メートル未満で、かつ、道路」を「300平方メートル未満のもの又は道路」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市景観条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に着工する行為(施行日前にこの条例による改正前の流山市景観条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づき事前協議書を提出したものを除く。)について適用し、施行日前に着工する行為及び施行日以後に着工する行為(施行日前に改正前の条例の規定に基づき事前協議書を提出したものに限り。)については、なお従前の例による。

議案第 44 号

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 江戸川台東2丁目地区地区整備計画区域について、建築基準法第68条の2第1項の規定により、建築物の用途等に関して制限を行うためである。

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年流山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

江戸川台東2丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された江戸川台東2丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------------	--

別表第2野々下はやぶさの森地区地区整備計画区域の項中「長屋及び共同住宅で3戸以上のもの」を「共同住宅及び長屋で、3戸以上のもの」に改め、同表宮園地区地区整備計画区域の項中「、住戸」を「住戸」に改め、同項の次に次のように加える。

江戸川台東2丁目地区地区整備計画区域	(1) 共同住宅で住戸の床面積が75平方メートル未満のもの (2) 長屋で3戸以上のもの。ただし、各戸の床面積が75平方メートル以上の場合は、この限りでない。 (3) 寄宿舍又は下宿
--------------------	---

別表第4に次のように加える。

江戸川台東2丁目地区地区整備計画区域	165平方メートル（土地を165平方メートル以上ごとに分割して生じた残りの土地については、135平方メートル）
--------------------	---

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

議案第 45 号

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 節水型社会への移行を考慮して、基本料金水量を見直すとともに、閉開栓手数料を廃止するほか、所要の改正を行うためである。

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「属する月分の」を「属する月の前月分の」に、「属する月分及びその前月分」を「属する月の前2月分」に改める。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

別表第1中「使用水量10立法メートルまで」を「使用水量5立法メートルまで」に、「1,081.50円」を「1,008.00円」に、「1,470.00円」を「1,396.50円」に、「1,795.50円」を「1,722.00円」に、

「

使用水量10立法メートルを超え20立法メートルまでの1立法メートルについて	147.00円
使用水量20立法メートルを超え50立法メートルまでの1立法メートルについて	210.00円
使用水量50立法メートルを超え100立法メートルまでの1立法メートルについて	325.50円
使用水量100立法メートルを超える1立法メートルについて	420.00円

」

を

「

使用水量5立法メートルを超え10立法メートルまでの1立法メートルについて	14.70円
使用水量10立法メートルを超え20立法メートルまでの1立法メートルについて	147.00円

使用水量 20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの 1 立方メートルについて

210.00 円

使用水量 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの 1 立方メートルについて

325.50 円

使用水量 100 立方メートルを超える 1 立方メートルについて

420.00 円

」

に改める。

別表第 2 中開栓手数料（新設を除く。）の項及び閉栓手数料の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分の料金について適用し、同月前の月分の料金については、なお従前の例による。

3 料金の算定の対象とする月（以下「料金算定対象月」という。）が平成 24 年 8 月及び同年 9 月の 2 月分であるときは、改正後の条例第 24 条第 1 項中「いずれか一方の月」とあるのは「平成 24 年 9 月」とする。

4 料金算定対象月が平成 24 年 8 月及び同年 9 月の 2 月分である場合（水道の使用を同年 9 月末までにやめた場合に限る。）における各月の基本料金（給水管の口径が 25 ミリメートルまでの場合に限る。）は、改正後の条例第 25 条第 1 項第 1 号イの規定にかかわらず、同号アの規定を適用して算定する。この場合において、同号ア中「使用日数」とあるのは「使用日数（料金算定対象月の各月分として当該各月に含まれる使用日数をいう。以下同じ。）」と、「使用水量」とあるのは「各月の使用水量（料金算定対象月の分として点検した使用水量を各月の使用日数により按分して算出した水量（平成

24年8月分の水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた水量を同月分の水量とし、当該端数と同量の水量を同年9月分の水量に加えた水量を同月分の水量とする。) 」と読み替えるものとする。

議案第 46 号

市道路線の認定について

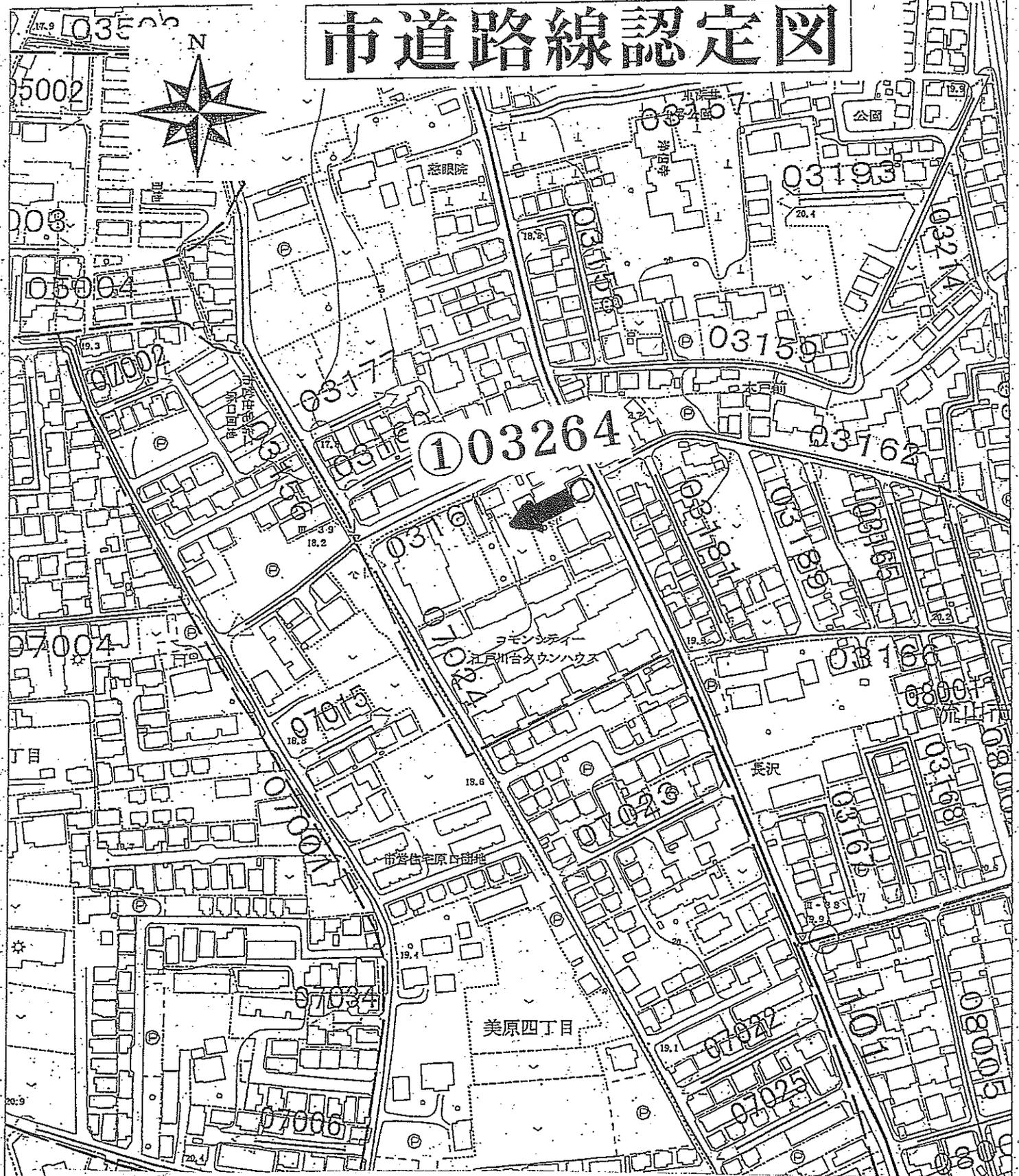
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成24年6月7日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	03264	東深井区画264号線	東深井字木戸前1110番16	
			同 所1112番34	
2	26021	西初石3丁目区画21号線	西初石3丁目349番6	
			同 所同 番20	
3	27044	西初石4丁目区画44号線	西初石4丁目1428番25	
			同 所同 番17	
4	30057	東初石1・2丁目区画57号線	東初石2丁目91番17	
			同 所同 番28	
5	30058	東初石1・2丁目区画58号線	東初石2丁目91番38	
			同 所同 番36	
6	31020	東初石3丁目区画20号線	西初石3丁目96番42	
			東初石3丁目103番18	
7	39116	三輪野山区画116号線	三輪野山三丁目10番29	
			同 所同 番23	
8	62048	野々下5丁目区画48号線	野々下5丁目112番14	
			同 所同 番7	
9	71092	名都借区画92号線	名都借字中内1048番5	
			名都借字宮ノ脇1194番1	
10	71093	名都借区画93号線	名都借字川中ゴ203番1	
			名都借字あんこう作1127番	
11	71094	名都借区画94号線	名都借字東前217番	
			名都借字五枚畑1120番2	

市道路線認定図

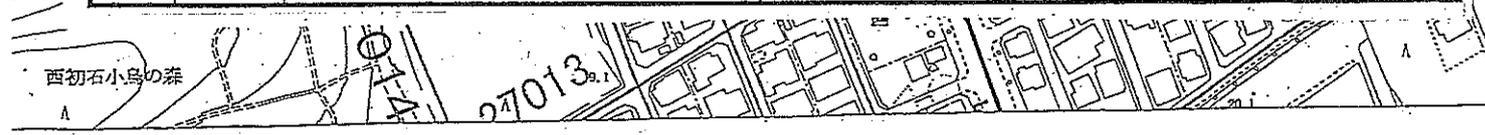


整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
1	03264	東深井区画264号線	39.00m	-m	39.00m	5.01~9.01m

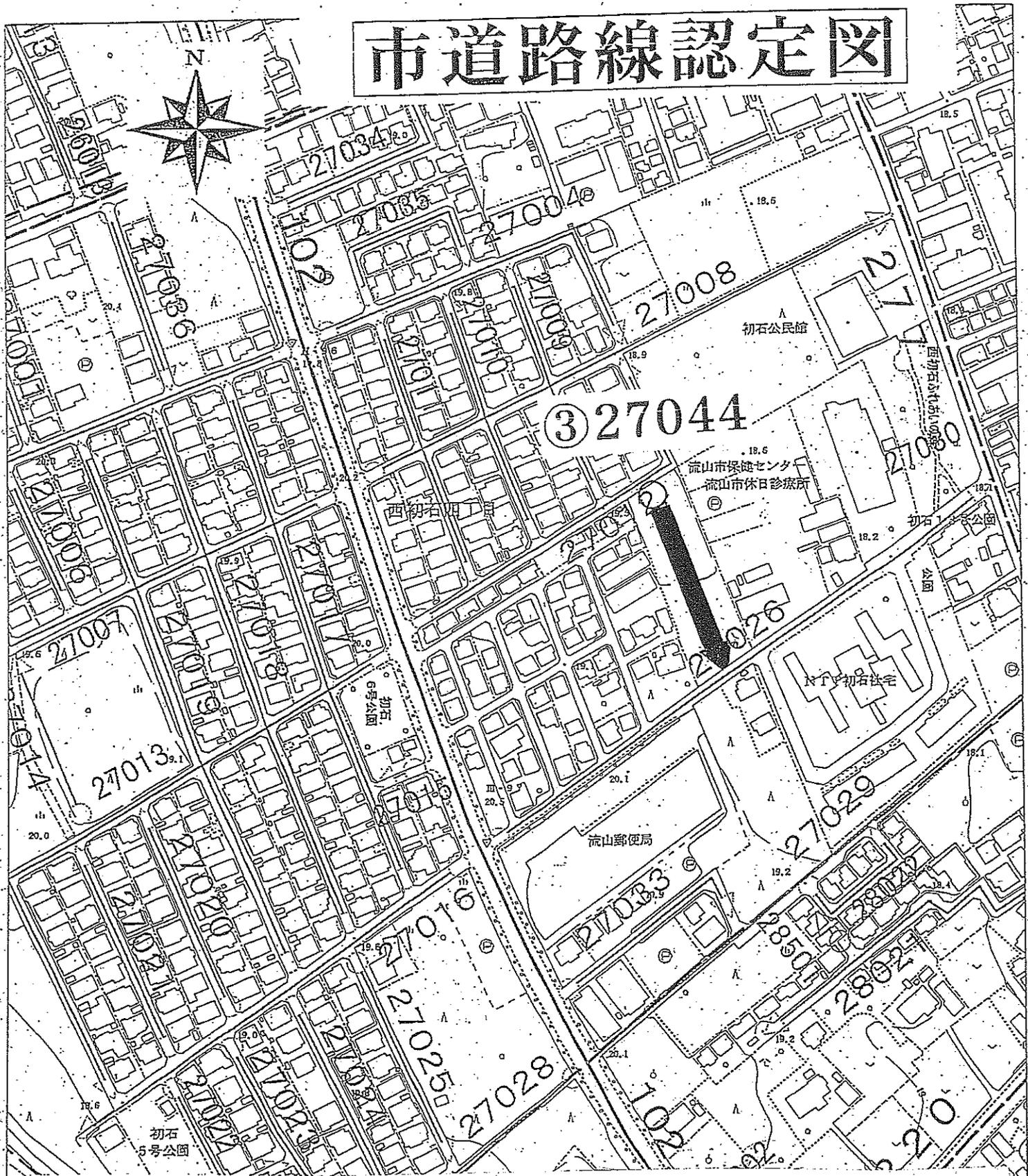
市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
2	26021	西初石3丁目区画21号線	81.01m	—m	81.01m	6.01~9.01m



市道路線認定図



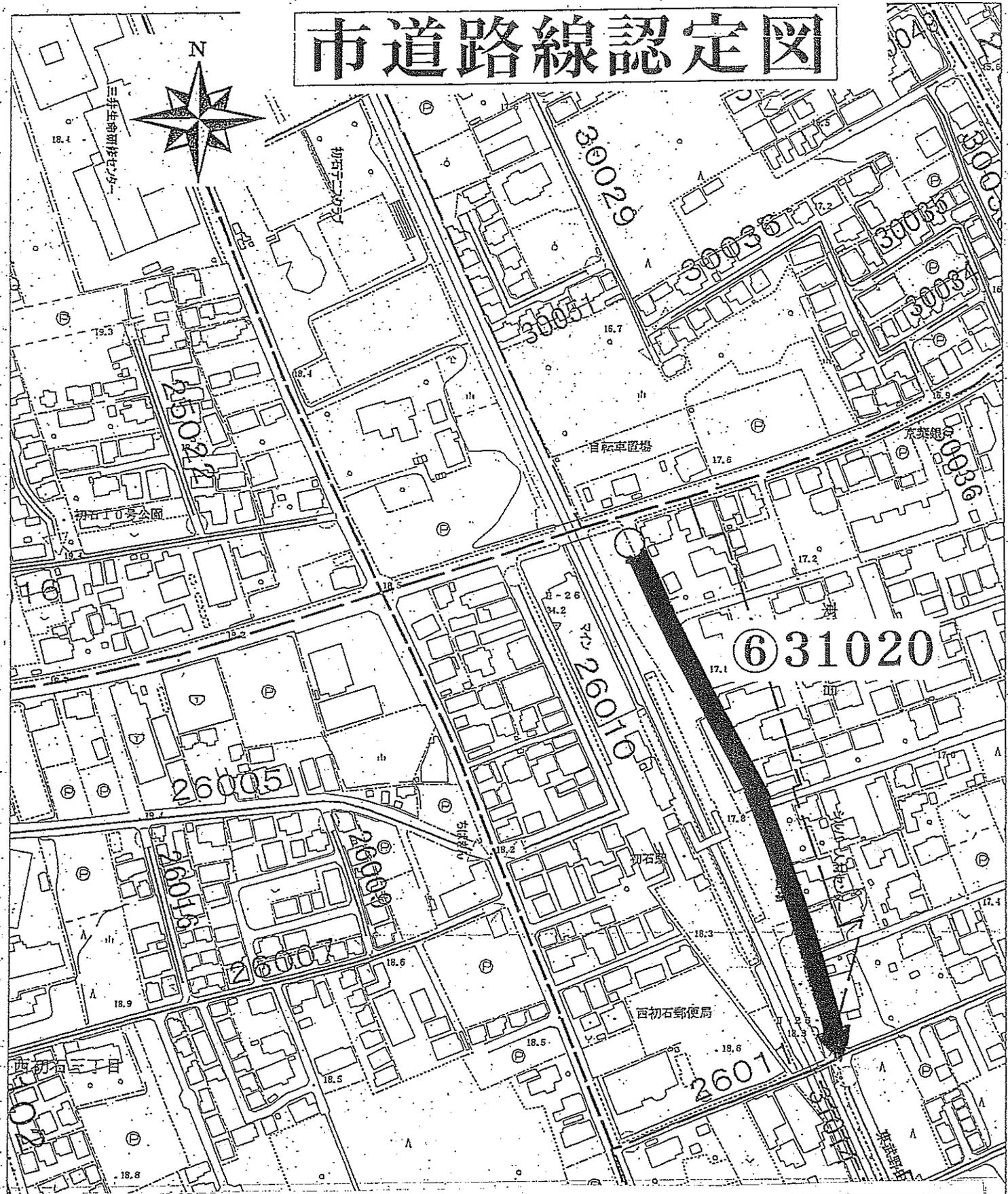
整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
3	27044	西初石4丁目区画44号線	93.29m	—m	93.29m	5.00m

市道路線認定図



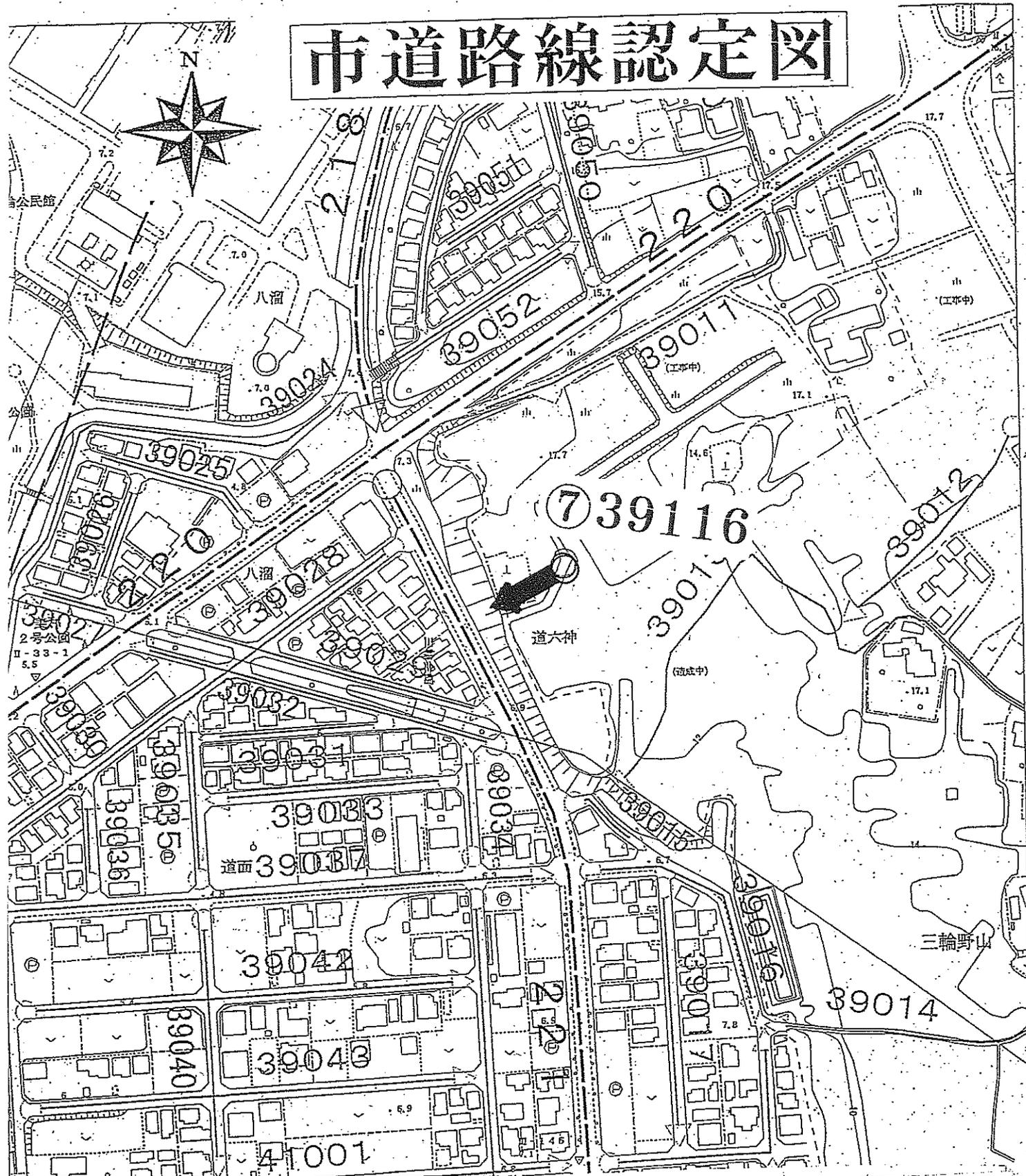
整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
4	30057	東初石1・2丁目区画57号線	185.97m	—m	185.97m	5.00~6.02m
5	30058	東初石1・2丁目区画58号線	22.29m	—m	22.29m	6.01~6.02m

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
6	31020	東初石3丁目区画20号線	276.55m	-m	276.55m	4.83~6.64m

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
7	39116	三輪野山区画116号線	36.24m	—m	36.24m	6.00~9.00m

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
8	62048	野々下5丁目区画48号線	45.15m	-m	45.15m	5.00~9.00m

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
9	71092	名 都 借 区 画 92 号 線	49.63m	—m	49.63m	6.01~9.01m

根
710

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
10	71093	名 都 借 区 画 9 3 号 線	68.71m	-m	68.71m	5.00~6.50m
11	71094	名 都 借 区 画 9 4 号 線	135.52m	-m	135.52m	3.20~3.72m

議案第 47 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

平成24年6月7日提出

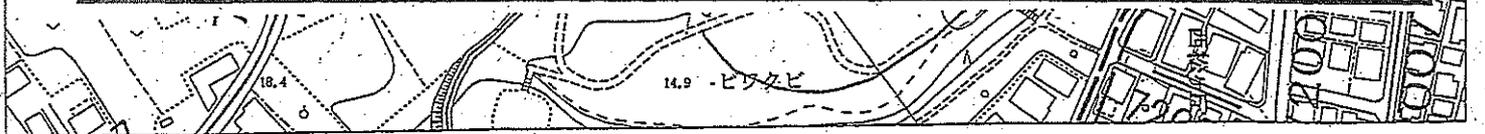
流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	71009	名都借区画9号線	名都借字五枚畑1121番	
			名都借字あんこう作1127番	
2	71012	名都借区画12号線	名都借字東前217番	
			名都借字五枚畑1121番	

市道路線廃止図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
1	71009	名 都 借 区 画 9 号 線	169.04m	-m	108.34m	2.00~6.50m
2	71012	名 都 借 区 画 1 2 号 線	167.41m	-m	167.41m	1.50~3.57m



報告第 5 号

継続費繰越計算書について

平成23年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	平成23年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
8 土木費	3 河川費	大堀川防災調節池河川環境用水整備事業	円 300,000,000	円 117,000,000	円 117,000,000	円 117,000,000	円 117,000,000	円 117,000,000	円 66,875,000	円 50,125,000 <small>国庫支出金</small>	円	円	
		大堀川防災調整池修景整備事業	円 286,000,000	円 155,000,000	円 155,000,000	円 155,000,000	円 155,000,000	円 155,000,000	円 86,962,000	円 68,038,000 <small>国庫支出金</small>			
	4 都市計画費	運河駅施設整備事業	円 1,881,274,000	円 266,357,000	円 266,357,000	円 153,718,000	円 112,639,000	円 112,639,000				円 19,400,000 <small>基金繰入金</small>	円 93,239,000
合計			円 2,467,274,000	円 538,357,000	円 538,357,000	円 153,718,000	円 384,639,000	円 384,639,000	円 153,837,000	円 118,163,000	円 19,400,000	円 93,239,000	

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について

平成23年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	私立保育所整備補助事業	335,532,000	335,532,000	円	円	円	円
		子ども手当支給事業	1,575,000	1,575,000		県支出金 295,448,000		40,084,000
8 土木費	3 河川費	上富士川上流排水整備事業	2,970,000	1,111,374				1,111,374
		三輪野山地区総合治水対策事業	7,000,000	7,000,000				7,000,000
	4 都市計画費	都市計画道路の見直し事業	3,129,000	3,129,000				3,129,000
		つくばエクスプレス沿線地域の用途地域等の図書作成事業	5,198,000	5,197,500				5,197,500
		景観形成推進事業	4,060,000	4,059,300				4,059,300
		運河駅東口周辺市街地整備事業	176,256,000	176,256,000		国庫支出金 38,841,000	市債 75,100,000	62,315,000
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理国費対象市負担事業	136,500,000	120,041,309			市債 107,900,000	12,141,309
運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	10,773,000	9,846,905				9,846,905		

		木地区一体型特定土地区画整理国費 対象市負担事業	55,250,000	27,325,000			市債 24,500,000	2,825,000
		木地区一体型特定土地区画整理単独 費負担事業	50,000	50,000				50,000
9 消防費	1 消防費	消防救急無線デジタル化県域共同整 備事業	93,475,000	93,475,000		国庫支出金 20,225,000	市債 73,200,000	50,000
		全国瞬時警報システム（J－A L E R T）整備事業	2,827,000	2,827,000		国庫支出金 1,000,000	市債 1,800,000	27,000
		防災行政デジタル無線（M C A 無 線）整備事業	22,982,000	22,982,000		国庫支出金 7,660,000	市債 15,300,000	22,000
10 教育費	5 社会教 育費	生涯学習センター景観整備事業	6,195,000	6,195,000				6,195,000
合 計			863,772,000	816,602,388		364,749,000	297,800,000	154,053,388

報告第 7 号

事故繰越し繰越計算書について

平成23年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
									国 支 出	県 金		
2	総務費	1 総務管理費	流山セントラルパーク駅前市有地活用事業	5,775,000	1,730,000	4,045,000	4,045,000				4,045,000	流山セントラルパーク駅前の活用に係る優先交渉権者が設置を予定している幼稚園及び小学校の設置について、千葉県知事の認可に相当な期間が見込まれることから、事故繰越しするもの
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	229,996,725	225,408,225	4,588,500	4,588,500				4,588,500	松ヶ丘4丁目の区画道路補修(側溝に蓋を掛ける工事)において、蓋掛け前に側溝清掃を実施して欲しい旨の地元からの要望に応えることとしたが、放射能の影響により側溝汚泥の処分が困難であり、この汚泥の仮置場の確保に時間を要したことにより側溝清掃の実施時期が大幅に遅れ、工事着手が遅くなり年度内の完成が見込めなくなったことから、事故繰越しするもの
		4 都市計画費	運河駅東口周辺市街地整備事業	95,063,999	65,092,900	29,971,099	29,971,099				29,971,099	運河駅東口歩行者専用道路整備に当たり、土地売買契約後の売主との調整に不測の時間を要し、測量業務等の年度内の完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
11	災害復旧費	2 厚生労働施設災害復旧費	民生施設災害復旧事業	57,569,000	1,490,600	56,078,400	56,078,400				56,078,400	野々下福祉会館の擁壁改修工事において、東日本大震災による液状化現象の影響を受けた各被災地における建築物復旧のための杭打工事の需要増により本工事について機材の調達が困難となったこと及び2回の降雪の影響により、年度内の完成が見込めなくなったことから、事故繰越しするもの
合 計				388,404,724	293,721,725	94,682,999	94,682,999				94,682,999	

報告第 8 号

繰越明許費繰越計算書について

平成23年度流山市西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成23年度流山市西平井・鱒ヶ崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額	左の財源内訳			
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
							国 県 支 出 金	そ の 他
2 土地 区 画 整 理 事 業 費	1 土地 区 画 整 理 事 業 費	土地区画整理事業（測量等業務委託）	円 6,800,000	円 6,800,000	円 1,500,000	円 5,300,000	市債	円
		土地区画整理事業（道路築造工事及び盛土造成工事）	137,700,000	137,700,000	59,093,000	30,407,000	市債	48,200,000
		土地区画整理事業（施行者負担金）	62,899,000	62,899,000	6,199,000		市債	56,700,000
		土地区画整理事業（家屋移転補償）	32,355,000	32,354,200	3,054,200		市債	29,300,000
合 計			239,754,000	239,753,200	69,846,200	30,407,000	139,500,000	

報告第 9 号

事故繰越し繰越計算書について

平成23年度流山市西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
									国 支 出	県 金		
2	1	土地区画整理事業費 土地区画整理事業費 (盛土造成工事)	円 27,659,100	円 10,000,000	円 17,659,100	円 17,659,100	円 59,100	円 市債	円 17,600,000	円	仮設道路を確保しながら施行する本 工事において、仮設道路を再度切廻しする 際の工事箇所隣接する住宅地の住民と の協議に不測の時間を要し、年度内完成 が見込めなくなったことから、事故繰越 しするもの	
合 計			27,659,100	10,000,000	17,659,100	17,659,100	59,100		17,600,000			

報告第 10 号

継続費繰越計算書について

平成23年度流山市公共下水道特別会計継続費繰越計算書について、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定
により、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市公共下水道特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	平成23年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
2	1	公共下水道事業費 野々下1号雨水幹線整備事業	248,000,000	187,400,000	187,400,000	60,000,000	127,400,000	127,400,000	22,600,000	52,400,000	52,400,000		
合計			248,000,000	187,400,000	187,400,000	60,000,000	127,400,000	127,400,000	22,600,000	52,400,000	52,400,000		

報告第 11 号

繰越明許費繰越計算書について

平成23年度流山市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
1	総務費	1 総務管理費	14,000,000	14,000,000	14,000,000			
2	公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	177,135,000	144,135,000	52,135,000	国庫支出金 61,500,000	市債 30,500,000
		手賀沼流域関連公共下水道整備事業	46,600,000	46,600,000	18,600,000	国庫支出金 14,000,000	市債 14,000,000	
		地区内汚水整備事業	40,503,000	25,000,000			市債 25,000,000	
		西平井・鯨ヶ崎地区汚水整備事業	9,832,000	9,832,000			施行者負担金 9,832,000	
		地区内雨水整備事業	22,500,000	22,500,000			市債 22,500,000	
		新東谷調整池整備事業	70,330,000	39,689,380	39,689,380			
		野々下1号雨水幹線整備事業	42,797,000	36,818,324	36,818,324			
		向小金雨水幹線整備事業	31,352,000	28,807,850	28,807,850			
合計			455,049,000	367,382,554	190,050,554	75,500,000	101,832,000 市債 92,000,000 施行者負担金 9,832,000	

報告第 12 号

事故繰越し繰越計算書について

平成23年度流山市公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源		
									国 支 出	県 金			そ の 他
2 公共下 水道事 業費	1 公共下 水道事 業費	江戸川左岸流域開 連公共下水道整備 事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	既設の上水道管及びガス管の位置が台帳と相違があったため移設協議に不測の時間を要したこと並びに使用材料の一部が特殊品のため納品に時間を要したことから、年度内完了が見込めなくなったため、事故繰越しするもの
		地区内雨水整備事 業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	都市計画道路3・4・9号線道路整備事業施工箇所に近接した場所での工事であり、工程を調整しながら施工していたが、降雨、降雪等の影響により工事の進捗が遅れ年度内完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
合 計			95,791,500	51,734,000	44,057,500		44,057,500	12,057,500	16,000,000	16,000,000			

報告第 13 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成23年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越しを 要するたな卸 資産の購入限 度	説 明
						当 年 度 損 益 勘 定 金 留 保 資 金	企 業 債	工 事 負 担 金			
1 資本的 支出	1 建設改 良費	松ヶ丘4丁目配水管改良工事	円 25,410,000	円	円 25,410,000	円 25,410,000	円	円	円		先行した公共下水道工事が 遅延したことにより、本工事 の年度内完成が困難となっ た。
		東深井配水管改良工事	円 41,580,000		円 41,580,000	円 41,580,000					国土交通省と河川占用許可 申請の協議を進めていたが、 協議に不測の日数を要したた め、年度内完成が困難となっ た。
	3 つくば エクス プレス 沿線整 備事業 費	新市街地地区配水管拡張工事 (H23-3工区)	円 94,710,000		円 94,710,000		円 6,195,000	円 88,515,000			区画整理事業施行者である 都市再生機構発注の造成工事 などの先行工事が遅延したこ とにより、本工事の年度内完 成が困難となった。
		新市街地地区配水管拡張工事 (H23-4工区)	円 30,135,000		円 30,135,000			円 30,135,000			区画整理事業施行者である 都市再生機構発注の造成工事 などの先行工事が遅延したこ とにより、本工事の年度内完 成が困難となった。
		運動公園周辺地区配水管拡張工事 (H23-2工区)	円 48,300,000		円 48,300,000		円 12,305,000	円 35,995,000			区画整理事業施行者である 千葉県発注の造成工事などの 先行工事が遅延したことによ り、本工事の年度内完成が困 難となった。
	合 計		円 240,135,000		円 240,135,000	円 66,990,000	円 18,500,000	円 154,645,000			

報告第 14 号

継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画について水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

平成23年度流山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	平成23年度継続費予算現額			支払義務額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係るたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				当年度損益勘定留保資金	企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	既設浄水場更新事業（江戸川台）	円 1,919,135,000	円 120,000,000	円 円	円 120,000,000	円 120,000,000	円 120,000,000	円 120,000,000	円	円	

報告第 15 号

流山市障害者計画の変更について

流山市障害者計画を別冊のとおり変更したので、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第9項において準用する同条第8項の規定により報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年2月15日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 土木部道路管理課職員が運転する公用車と相手方車両との交差点における接触による物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成23年12月6日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市南流山1丁目10番1地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年2月15日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額490,608円のうち、49,061円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 49,061円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年2月24日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 環境部環境政策課職員が運転する公用車（市が賃借している自動車）が市役所庁舎に衝突したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成23年12月13日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市平和台1丁目1番1地先 |
| 4 | 事 故 車 | 所有者 東京都港区芝五丁目34番7号
三菱オートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年2月24日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額510,122円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 510,122円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 故 名 産業振興部農政課職員が運転する公用車（市が
賃借している自動車）が駐車場に設置されたフェ
ンスに接触したことによる当該自動車の物損
事故
- 2 事故発生年月日 平成23年8月2日
- 3 事故発生場所 流山市下花輪409番地先
東京勤労者医療会東葛病院駐車場
- 4 事 故 車 所有者 東京都港区芝浦一丁目2番1号
日本カーソリューションズ株式会社
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 平成24年3月9日
- 7 和 解 の 要 旨 相手方の損害額57,592円のうち、全額を市
が負担する。
- 8 損 害 賠 償 額 57,592円

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月16日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 土木部道路管理課職員が運転する公用車が相手方の郵便受けボックスと接触したことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成23年9月2日 |
| 3 | 事故発生場所 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事故の相手方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年3月16日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額168,389円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 168,389円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月26日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 健康福祉部健康増進課職員が運転する公用車（市が賃借している自動車）が電柱に衝突したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成24年3月22日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市後平井86番1地先 |
| 4 | 事 故 車 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年3月26日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額55,125円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 55,125円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月29日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 健康福祉部社会福祉課職員が運転する公用車（市が貸借している自動車）が公道に設置されている街路灯に衝突したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成23年12月15日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市松ヶ丘2丁目336番7地先 |
| 4 | 事 故 車 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目2番1号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年3月29日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額191,436円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 191,436円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年4月3日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | P F I 事業者の職員が運転する公用車（市が賃借している自動車）と相手方自動車との接触による物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成24年1月10日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市西初石5丁目65番1地先 |
| 4 | 事 故 車 | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年4月3日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額188,139円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 188,139円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年4月6日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | P F I 事業者の職員が運転する公用車（市が賃借している自動車）と相手方自動車が衝突したことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成24年1月10日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市西初石5丁目65番1地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○ ○○
使用者 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○ ○○ |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年4月6日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額121,994円のうち、12,199円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 12,199円 |

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月7日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 豪雨による市道の冠水に起因する物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年1月5日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 豪雨による市道の冠水に起因し、車両が水没したことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成23年8月26日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市江戸川台東3丁目6番2地先
（市道 江戸川台東2号補助幹線） |
| 4 | 事故の相手方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年1月5日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の被害額1,220,000円のうち、
610,000円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 610,000円 |